

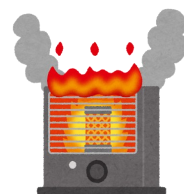
11月は製品安全総点検月間です

～製品を正しく使って事故を防ぎましょう～

身の回りにある製品はとても便利ですが、使い方を誤ると生命にかかわるような事故につながることもあるので注意が必要です。

●こぼれた灯油に引火して火災

石油ストーブの火を消さずにカートリッジタンクに給油した際、カートリッジタンクのふたの締め方が不十分だったために灯油がこぼれ、ストーブの火が引火した。



●電気ストーブに布団がふれて火災

電気ストーブをベッドの近くで使用していたため、布団がヒーターにふれて火がついた。



●湯たんぽで低温やけど

長時間湯たんぽを使っていたため、低温やけどを負った。



🍁🍁🍁🍁🍁🍁ひとことアドバイス🍁🍁🍁🍁

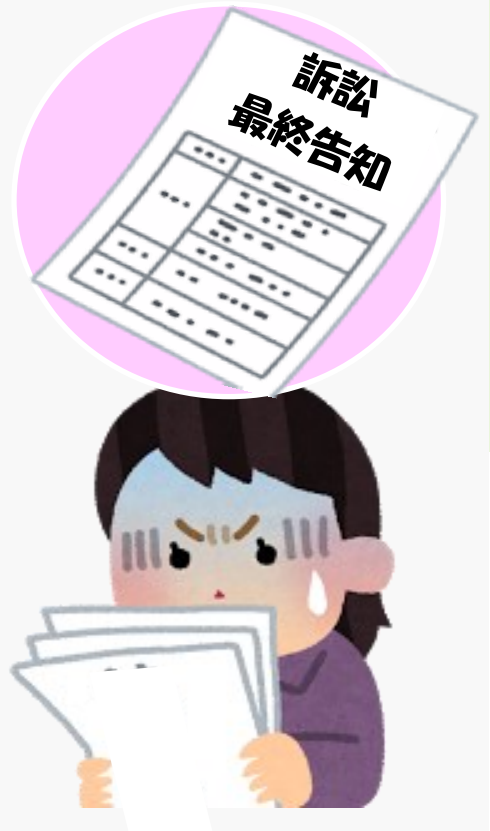
- ◆石油ストーブに給油するときは、必ず火を消して下さい。
カートリッジのふたが確実にしまっているかも確認して下さい。
- ◆寝るときは、電気ストーブのスイッチを切ってください。
ストーブの近くに燃えやすいものを置かないでください。
また、ストーブをカーテンの近くで使用するのも危険です。
- ◆低温やけどは湯たんぽやこたつのほか、使い捨てカイロなどでも発生します。同じ部位を長時間温めないようにしましょう。



生活安全情報

小国警察署刑事生活安全課から

最近、「訴状が提出された」などの身に覚えのない架空請求のはがきや封書が届く事案が発生しています。はがき等の内容は「料金の未納により契約不履行となった」「訴状が提出された」「連絡がない場合は裁判所の許可を受けて給料及び不動産の差押さえを執行する」などとなっています。問い合わせ先は、いかにも実在するような公的機関をかたっています。具体的には「地方裁判所管理局」「訴訟管理センター」などが見受けられますが、類似の名前も使っていることから、このようなはがき等が届いた場合は警察に相談してください。



消費生活のトラブルは、お住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください

各市町の相談窓口

- | | | | |
|--------------|--------------|-----------|--------------|
| ・米沢市消費生活センター | 0238(40)0525 | ・川西町住民生活課 | 0238(42)6616 |
| ・長井市消費生活センター | 0238(87)0682 | ・小国町町民税務課 | 0238(62)2260 |
| ・南陽市市民課 | 0238(40)8255 | ・白鷹町町民課 | 0238(85)6131 |
| ・高畠町生活環境課 | 0238(52)1577 | ・飯豊町住民課 | 0238(87)0514 |

県の相談窓口（置賜地域）

- ・置賜消費生活センター 0238(24)0999

消費者ホットライン

い や や
1 8 8

電話番号3桁を押してください。
お近くの消費生活センターや消費生活相談窓口を御案内いたします。

11月・12月の消費生活法律相談

11月14日(木) 13:30~15:30

12月12日(木) 13:30~15:30

* 弁護士が無料でアドバイス(30分)

* 電話で事前予約をお願いします

置賜消費生活センター

〒992-0012

山形県米沢市金池7-1-50

(置賜総合支庁1階)

電話：0238(24)0999

FAX：0238(26)6072